

あいたい兵庫 デスティネーションキャンペーン

〈兵庫県大型観光交流キャンペーン〉

いよいよスタート！
4月1日（水）～6月30日（火）



県立コウノトリの郷公園



城崎温泉



城下町出石

兵庫県では初めてとなる、観光関連事業者、行政、ＪＲグループが連携して取り組む広域のかつ継続的な兵庫県大型観光交流キャンペーン「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン（兵庫ＤＣ）」が、４月からいよいよ本番を迎えます。

市内でも、一昨年から各観光協会をはじめ、観光・商工関連団体、交通事業者などと市、ＪＲが一体となって、観光素材の磨き上げやおもてなしの向上、２次アクセスの充実など、全国から観光客をお迎えするための準備を進めてきました。

また、昨年１０月から２月にかけて実施したプレキャンペーンでは、これらの取組みをさらに強化し、豊岡の魅力を全国に発信してきました。その結果、多くの旅行会社の本市を訪れるツアーの商品化につながりました。

観光振興により交流人口を増加させることは、地域経済を元気にし、産業活動を活性化させることにつながります。兵庫ＤＣは、今後の豊岡への誘客拡大や観光地としての認知度向上、リピーター（熱心なファン）の増加に向けた絶好の機会です。全国から訪れる多くの皆さんを、市民一人ひとりがおもてなしの心で気持ちよくお迎えしたいものです。皆さんの協力をお願いします。

《問合せ》観光課 ☎ 21-9016

兵庫ＤＣ企画 「名探偵コナン」 城崎温泉・出石ミステリーツアー ～豊岡を舞台に開催！～

漫画やアニメで大人気「名探偵コナン」の世界が体感できるミステリーツアーが、４月２９日（水・祝）～１１月３日（火・祝）の間、城崎温泉をはじめ日和山海岸、県立コウノトリの郷公園、城下町出石などを舞台に開催されます。

このツアーは、特別に作られた豊岡ならではのストーリーに沿って、参加者が謎解きを楽しみながら、豊岡の魅力を満喫できる内容となっています。

人気キャラクターとのタイアップによる魅力的なこのツアーは、ＪＲ各社や主要な旅行会社を中心に、全国的にＰＲ展開されることから、豊岡の知名度アップとさらなる誘客促進が期待されます。

ツアー専用ホームページアドレス
<http://www.conan-tour.jp>

豊岡市観光ポスターを作成しました

但馬豊岡観光協議会では、豊岡市の魅力をアピールする観光ポスターを作成しました。

これは、市内６地域それぞれ独自の観光素材を結び、より美しい「真珠のネックレス」として、広くＰＲするため、６地域を「縁で結ぶ」６連のポスターにしたものです。単独でも、複数を並べても使えるデザインで、一体感を醸し出しながら市全体を広くＰＲしています。



▲中央にコウノトリ柄の帯をあしらい、６地域を結び付けたポスター

都市計画税の廃止と 固定資産税・市民税の税率改正 〈4月から変わります〉

市では、4月から都市計画税を廃止し、その代替財源として、固定資産税・市民税(個人・法人)の税率を改正します。

これは、既に昨年9月定例会議会で関連の改正条例が議決され、同年10月25日発行の市広報紙の折込チラシで一連の経過を報告したところですが、実施時期が近くなりましたので、改めて内容をお知らせします。

新たな負担をお願いすることになる方もありますが、今後もさらなる行政改革の推進、説明責任の徹底に一層努力し、住み良いまちづくりを目指して、必要な社会基盤整備を進めていきますので、理解と協力をお願いします。



【税率改正の内容】

(1) 平成20年度で

都市計画税(豊岡地域の土地・家屋の課税標準額に0.3%課税。年間約5億7千万円)は廃止

(2) 平成21年度から

固定資産税・個人市民税所得割の税率改正(市全域に課税。年間約4億1千万円)

税 目	平成20年度まで	平成21年度から
固定資産税の税率	1.4%	1.5%
個人市民税所得割の税率	6.0%	6.1%

(3) 平成22年度から

法人市民税均等割・法人税割の税率改正(市全域に課税。年間約4千万円)

●『均等割』

法人の区分		平成21年度まで 標準税率	平成22年度から 制限税率
資本金1千万円以下	従業員数50人以下 等	50,000円	60,000円
	従業員数50人超	120,000円	144,000円
資本金1千万円超1億円以下		130,000円	156,000円

※資本金1千万円超1億円以下で従業員数50人超・資本金1億円超の法人は既に制限税率を適用

●『法人税割』

法人の区分		平成21年度まで 標準税率	平成22年度から 制限税率
資本金1千万円以下	法人税額400万円以下	12.3%	14.7%
	法人税額400万円超	13.5%	
資本金1千万円超1億円以下			

※資本金1億円超の法人は既に制限税率を使用



【税率改正による税収額の主な使い道】

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ○学校耐震化・改修 | ○生活道路排水路等整備 | ○鳥獣被害防止対策 |
| ○防火水槽・消火栓整備 | ○交通安全施設整備 | ○急傾斜地崩壊防止対策 |
| ○治山事業 | ○地区集会所整備補助 | ○市道・橋りょう整備 |

※上記のほか、財政計画に盛り込んでいる社会基盤整備事業の財源とします。

《問合せ》

- ・固定資産税に関すること：税務課資産税係 ☎21-9046
- ・個人市民税と法人市民税に関すること：税務課市民税係 ☎21-9045
- ・都市計画税の廃止と税率改正に関すること：政策調整課政策調整係 ☎21-9022

